

## 令和2年度 一般社団法人日本病院薬剤師会事業計画 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

薬剤師は適切な薬学的管理を行い、良質かつ安全な薬物療法を提供することによって、薬の専門職としての職責を果たすべきである。令和元年12月4日に公布された改正医薬品医療機器等法は、医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直し、信頼確保のための法令遵守体制等の整備の3点が主な柱とされている。会員各位にとっては、先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度の法制化によって医薬品の副作用対策や安全の確保がより重要となるほか、添付文書の電子化や医薬品等の包装等へのバーコード等の表示の義務付けへの対応、地域連携薬局や専門医療機関連携薬局が知事認定制度として導入されることで、より一層の医療連携の推進が必要となる。また、薬剤師法改正に伴い、調剤時に限らず必要に応じて薬剤の使用状況の把握を行うことへの対応が求められる。

今後さらに先駆け審査指定制度や条件付き早期承認制度により承認された医薬品等が多く市販される可能性もあることから、さらに医療安全における薬剤師の責任と役割は重くなる。昨年も医薬品に関わる重大な事故が発生しており、薬剤師として常に医療安全や医療の質の向上に貢献することを念頭に置く必要がある。

医療従事者の働き方改革が叫ばれる中、薬剤師には医薬品全般に関わる業務効率の向上やタスク・シフト/シェアが求められている。地域によっては薬剤師の偏在問題があり、人材の確保が困難な状況にある。当会は偏在の解消に努力すると共に、正確な調剤はもとより、施設規模に関わらず病棟薬剤業務のより一層の充実を図り、医薬品の適正使用の推進、積極的な処方提案など様々な業務を進める等、今後さらに拡大する可能性のある業務にも対応できる体制づくりを、さらに進める必要がある。

社会の変化に対応し、国民の健康、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、以下に掲げる事項について取り組むこととする。

### 1. 医療の質の向上への貢献

薬剤師は、薬の専門職として薬物療法の提供に責任をもち、チーム医療の一員として患者に寄り添い、最適な薬物療法を提供することにより、医療の質の向上に資するための業務展開を図る。

- (1) 医療の質の向上のため、病棟業務（薬剤管理指導および病棟薬剤業務等）の充実を図り、患者に寄り添う医療の提供体制の確保を図る。
- (2) 多様化する外来患者および医療連携に対応するため、外来業務の充実を図る。
- (3) 高齢者はもとより、小児期、思春期、青年期、妊娠・授乳期、壮年期などポリファーマシー対策を含め、個々患者の最適な処方設計・提案などを充実する。
- (4) 各施設の医療機能に対応した業務展開を図り、薬剤師業務のエビデンスを集積する。

## 2. 医療安全対策の推進

安心・安全で質の高い医療提供のため、医薬品の適正使用の実践と医療安全の更なる推進を図る。

- (1) 医薬品の適正使用に関する最新の情報の管理、提供体制を充実することにより、各施設における効果的な安全対策を推進し、重篤な副作用、薬害の防止を図る。
- (2) 医薬品リスク管理計画（RMP）の利活用により医薬品の安全性の確保を図る。
- (3) ハイリスク薬に対して適切な薬学的管理を推進する。
- (4) 未承認新規医薬品等を用いる場合に、適正な医療を確保するために必要な体制の整備・充実を図る。
- (5) プレアボイド活動の充実を図る。
- (6) 医療安全に関する講習会を開催する。

## 3. 医療連携の推進

医療機能の分化・地域完結型医療への移行により、今後様々な場面で多様な連携が不可欠である。特に、かかりつけ薬剤師・薬局等との連携は重要であることから、その推進および具体化を図る。

- (1) 医療連携やタスク・シフト/シェアを充実するための下記の業務実践例を提示するなど、より有効で安全な薬物療法を推進する。
  - ・プロトコールに基づく薬物治療管理（Protocol Based Pharmacotherapy Management：PBPM）の積極的な実施
  - ・処方箋等を用いた検査値の情報提供
  - ・薬剤管理サマリー等を利用した情報提供
  - ・かかりつけ薬剤師・薬局との連携による退院後のフォローアップ体制の構築
  - ・入院時の持参薬の薬学的管理
  - ・退院時カンファレンスへの参加
  - ・多職種との連携会議等への参加
- (2) 医薬品の適正使用に必要な医療情報等を、医療機関、介護保険施設、地域包括ケアセンター等に対し、より速やかに伝達する方法について検討する。
- (3) 地域薬剤師会、医師会等、他団体との連携を図る。

## 4. 病院・診療所および介護保険施設などの薬剤師業務の実践

薬剤師に求められているタスク・シフト/シェアを含めた多様な業務を推進する。

- (1) 業務効率の改善に向けた取り組みを推進する。
- (2) 医師の働き方改革への対応について検討する。
- (3) 入院時における持参薬の確認および適切な評価の充実を図る。
- (4) 周術期の薬学的管理業務の充実を図る。

- (5) 退院患者への薬剤管理指導の実施率の向上を図る。
- (6) 薬学的管理・指導を充実し、高齢者をはじめとし不適切な多剤投与を減らすなど、薬剤師の責務として適正な薬物治療の実施を推進する。
- (7) 注射剤調剤業務、特に薬剤師による抗がん薬の無菌調製の完全実施を図る。
- (8) 後発医薬品・バイオシミラーの適正使用を推進する。
- (9) 同種同効薬の処方ルールを作成を推進する。
- (10) 添付文書の電子的な提供に対する対応を検討する。
- (11) 医薬品等の包装等へのバーコード等の表示に対する対応を検討する。
- (12) 夜間・休日における業務体制の確立を図る。
- (13) 薬剤耐性（AMR）対策も含めた感染対策への積極的な参加を推進する。
- (14) 放射性医薬品の管理、調製への積極的な参加を推進する。

## 5. 日本病院薬剤師会の組織体制および運営の強化

地域偏在への対応や、会員へのサービス等の向上のため、現状を評価し検討を行う。

- (1) 地域偏在の解消に向けて、病院薬剤師の人員不足に対する対策を検討する。
- (2) 会員不在の医療機関、介護保険施設に入会を働きかけ、会員の増加を図る。
- (3) 病院薬剤師の待遇改善に向けた検討を行う。
- (4) 病院薬剤師の多様な働き方を検討し、充実を図る。
- (5) 病院薬剤師増加・会員増加、並びに、会員管理システムの構築を検討するなど、都道府県病院薬剤師会の活動を支援すると共に、連携を強化する。
- (6) 日本病院薬剤師会の運営にあたり、次世代を担う人材の発掘と育成を行う。
- (7) 健全な財政基盤を堅持すると共に、中長期的な財政状況の把握と見通しについて検討する。
- (8) 拡大する薬剤師業務に見合った日病薬の組織、事務局体制の強化と運営の改善を図る。

## 6. 薬剤部門の現状調査の実施および今後の業務展開の方向性の検討

薬剤部門の現状を知り、薬剤師の職能を広く広報するための基礎データとして、また、将来の方向性を検討するため定期的に業務調査を行う。

- (1) 薬剤部門に関する調査を行い、病院・診療所等における薬剤師業務の現状把握・分析・評価を行う。
- (2) 薬剤師の今後の業務展開の方向性、将来ビジョンの検討を行う。
- (3) 調査結果をもとに、薬剤師業務のエビデンスを構築するとともに、令和4年度診療報酬改定に向けて、要望事項の検討を行う。
- (4) 本調査の回収率を上げるための方策を検討する。

## 7. 災害への対策・対応

災害発生時に適切に対応できる支援体制を構築する。

- (1) 災害対策に関する規程および手引きを継続的に検討し整備する。
- (2) 都道府県病院薬剤師会・関連団体との連携を強化する。
- (3) 人材育成を目標としたプログラムを作成し、研修会を開催する。

## 8. 広報活動の推進

広報活動を充実して薬剤師の一層の見える化を図る。

- (1) 患者・生活者に薬剤師の活動が理解されるように広報活動を行う。
- (2) 施設紹介のホームページを充実させ、薬学生や未就労者に向けた広報活動を積極的にを行い、薬剤師の地域偏在の解消を図る。
- (3) 都道府県病院薬剤師会が開催するお薬相談会等を支援する。

## 9. 臨床研究の推進

薬剤師業務の質の向上等の科学的な基盤を得るため臨床研究を奨励・推進する。

- (1) 薬剤師の業務改革・評価に繋がる臨床研究の実施を奨励・推進する。
- (2) 上記に関わる研究課題を公募し、成果の発表並びに論文化を推進する。
- (3) 会員の各種学会への積極的な参加と発表を奨励・推進する。

## 10. 生涯研修制度、研修事業の実施

生涯研修は、薬の専門職である薬剤師の責務の一つであり、また、今後の薬剤師キャリアパスを見据え、卒後教育・研修を含めた薬剤師の資質向上を支援する制度の構築および研修事業を実施する。

- (1) 日病薬病院薬学認定薬剤師制度の運用と実施体制の強化に取り組む。
- (2) e-ラーニングシステムを活用した生涯研修を推進し、地域差の解消に努める。
- (3) 質の高い各種研修会・セミナー等を開催する。
- (4) 新任者に対する研修を行う。
- (5) 卒後教育・研修の充実を図るための検討を行う。
- (6) 日本薬学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会等の学会・関連団体並びに薬学部・薬科大学との連携を強化する。

## 11. 認定薬剤師・専門薬剤師の認定事業の実施

医療の高度化・多様化に対応できる専門性の高い薬剤師を育成する。

- (1) 専門薬剤師および薬物療法認定薬剤師養成のための研修事業を実施する。
- (2) 感染制御専門薬剤師、精神科専門薬剤師、妊婦・授乳婦専門薬剤師および HIV 感染症専門薬剤師の認定を行う。
- (3) がん薬物療法認定薬剤師、感染制御認定薬剤師、精神科薬物療法認定薬剤師、妊

- 婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師および HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定を行う。
- (4) がん薬物療法専門薬剤師制度（仮称）について検討を行う。
  - (5) 医療で求められる薬剤師の新たな専門領域について検討する。
  - (6) 専門性の高い薬剤師の育成のため、他の団体や学会と連携・協力する。

## 1 2. 薬剤師養成のための薬学教育への協力

大学と協力し資質の高い後進の育成を図る。

- (1) 改訂薬学教育コアカリキュラムに則った均質で質の高い実務実習ができるよう多施設実習などの体制の強化を図る。
- (2) 地域医療を理解するために、ふるさと実習を推進する。
- (3) 日病薬認定指導薬剤師の認定を行う。

## 1 3. 会員への情報提供および啓発事業の充実

様々な情報を会員に速やかに提供する。また、その方法について検討する。

- (1) 正確で質の高い情報をホームページに掲載するなど、病院薬剤師に必要な情報伝達について効率的な運用に取り組む。
- (2) 日病薬誌の内容の充実と読みやすくするための工夫を図る。
- (3) 業務等に有用な出版物の発行を推進する。

## 1 4. 国際交流事業の強化

諸外国の薬剤師を巡る環境を理解し情報を共有するため、グローバル化を奨励・推進する。

- (1) 国際薬剤師・薬学連合（International Pharmaceutical Federation：FIP）の組織運営に関わるとともに、世界の薬剤師・薬学関連組織と情報共有を図る。  
また、諸外国の薬剤師や関連団体との交流を推進する。
- (2) 米国病院薬剤師会（American Society of Health-System Pharmacists：ASHP）における会員の研究成果発表を支援し、海外研修派遣事業あるいは国際協力事業への研修協力を行う。
- (3) FIP や ASHP 等が開催する国際的学術大会の情報を会員に周知し、積極的な参加を促進する。
- (4) 連携協定を締結した韓国、タイ王国との学術交流のための意見交換について検討する。

## 1 5. その他

- (1) 日病薬賠償責任保険制度を運用する。